

自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！



〈連載〉
第1回



子籠 敏人
あきる野市議会議員

こごもり・としひと 1973年生まれ。立教大学経済学部卒。立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科博士前期課程修了。あきる野市議会議員5期目。議会改革推進委員長、議会運営委員長、議長などを務め、2021年7月に議会選出監査委員に就任。その後、市議会の解散があり、市議に再選するまでの間、監査委員職務執行者として従事。市議選後に再任され現在2期目の監査委員を務める。ローカル・マニフェスト推進連盟共同代表。

代表監査とスクラム。計画を見直せ！

はじめに

昨年末、市内のある中学校で「学校監査」を行ったところ、様々な問題が見つかった。例えば、校長室の金庫からは出納簿に記録されていない不明金が出てきたり、金工室ではガソリンと引火しやすいスプレー缶が近接して放置されているなど、冷やりとすることが多々あった。言うまでもなくこれらの状況について、監査報告書では「不適正な事項」として指摘することとなったが、こうした事案は、どの自治体の学校でも十分起こり得ることなのである。それ故に、自分は、普段から監査委員としての眼力を磨く不眠の努力を続け、組織内に潜むリスクを見つけて取り除くことが仕事である、と

考え、日々その任にあたっている。

この7月で自分は監査委員となつて4年になる。皆さんもご存知のように、自治体の監査委員には、識見の監査委員（税理士など。以下、「識見監査」という）と議会から選出される監査委員（以下、「議選監査」という）があり、このうち議選監査については各自治体の判断で置かないことも可とする地方自治法の改正が近年なされたことにより、一部の自治体では議選監査が置かれていないところも出てきた。この背景には、議選監査というのが議会における役職改選により、1年か2年で交代されるケースが多いという歴史も影響しているのではないかと考えられ、私のように比較長経験を経験を積ませて頂くケースというのは少ないのであろう。そんな中で今回このタイ

ミングで自治体監査に関する連載のお話を頂いたことは、これまでに議選監査として得てきた知識や手法、感じてきたことなどについて広く知って頂く好機になるとともに、全国の自治体監査の機能強化に少しでも寄与できるのではないかと考え、お引き受けしたところである。本連載では、あきる野市において議選監査として自分が取り組んできた様々なことの中から、どの自治体でも取り入れることによって即効性のある事例を中心に紹介するとともに、この連載が「デモテック」という季刊誌に寄せるということも意識して、監査業務におけるデジタルの活用といった面についても触れながら4回の連載を進められたらと考えている。

なお、先に紹介した中学校の監査報告書については、あきる野市ホームページ内の

の「監査」のページでも全文を公開しているの、詳しく知りたい方はQRコードなどからアクセスして頂き、ご一読頂きたい。



学校監査
報告書

自治体監査現場の実際

監査委員の経験が有る無しに関わらず、読者の皆さんに共通認識を持つて頂くため、はじめに押さえておきたいのが、自治体監査の現場における「現実」である。それは「限られた監査資源」という現実である。都道府県をはじめ、中核市以上ともなれば、監査事務局（または監査委員事務局）にそれなりの数の職員が配置され、監査委員のサポートをはじめ様々な監査業務を展開できると思う。しかし、本市のような一般市や町村の自治体では、わずかな人員しか配置できず、監査委員も含め少数メンバーで監査を行っているのが実状なのである。この点をまずご留意頂きたい。

質の高い監査のために

では、そのような状況下でどのようにして質の高い監査を構築していくか。そこが正に本連載の主眼であり、実践例を紹介していきたい。まず、質の高い監査へと持っていく大前提にあることは、意見監査と議選監査との積極的なコミュニケーションにある。毎月の例月現金出納検査などで会った際に話す程度では、とてもおぼつかない。ここは議選監査から率先してコミュニケーションを図っていくべきだ。そして監査委員同士が十分なコミュニケーションを取る中で、日々行っている監査・審査・検査その他の行為（以下「監査等」という）の課題点を共有し、どのように改善を図っていくかを協議して、事務局へも指示を出して行く。そのためには監査委員が率先して他市の取組についても情報収集を図り、監査委員だけで議論を深めていくことも必要であり、有効であろう。そうした監査委員の姿勢は、必ず事務局にも響く。響けば動き、動けば改善が図られ、アウトプットを重ねるうちに立派なチームとなっていくのである。うちの代表監査委員は税理士の方だが、幸いにして自らも積極的に声をかけて下さり、他市の事例調査などもフットワーク軽くされる。なので、お互いに良い情報を持ち寄ってはミーティングを開いたり、気になること

がある際にはいつでもメールでやり取りしたりと、情報共有や連携を密にしている。お互いに課題や考え方、方向性などを共有しながら本市の監査等を前進させてきているのである。本連載で後に紹介する実践例の数々は、正にこの二人のコミュニケーションから生まれたものばかりである。ぜひ皆さんの自治体でも取り組まれることを勧めるところだ。なお、本市の監査委員の連携強化についてより詳しく知りたい方は、「あきる野市における監査の改革と進展」議員NAVIER 2025年3月10日を参照願いたい。

計画を毎年磨いていく

第1回の連載では、監査計画の重要性と本市の計画内容について紹介したい。自治体監査においては、近年、先に触れた地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行により、各自治体の監査委員は監査基準を定め、年間の監査計画を立てて、これに基づいて監査等を実施することとなった。監査計画とは、一年間の監査等をどのような視点で、いつごろ実施するかなどの方針を定めるものだが、「監査計画に記していないことは基本的にできない」というのが私の認識である。なので、あきる野市では、現在の代表監査委員とコンビを組んでから、議選監査からの発議により監査計画の見直しに着手し、毎年バー

ジョンアップを重ね、現在の内容に至っている。端的にその見直し内容について紹介すると、バージョンアップ1年目の改正点としては、これまで記載が無かった「監査委員の役割」を明記し、「基本方針」では冒頭に「市民の視点に立ち、市民に身近な監査等」の項目を立て、常に市民目線で監査等を実施する姿勢を掲げ、市民に分かりやすい計画とするために、文言や小見出しの修正も重ねた。このほか、監査委員や事務局職員の専門性の向上や、事務局職員の人材育成といったことについても新たに基本方針に明記し、「監査等の種類」のところではこれまで本市で取り組めてこなかった「学校監査」を加えるなど、充実を図った。そして次年度には、基本方針の中に他都市事例の収集と活用、市職員への周知、デジタル技術の活用という項目を追加したほか、「監査委員会」の明確化も図ったところである。なお、今年度の計画では「品質管理」について新たに盛り込んだ。詳細については、本市のホームページでも公開しているので、参考にして頂き、取り入れて頂いても構わない。いずれにしても、監査の質を上げて行くには、監査計画をしっかり作り込み、その計画を意識し、計画に則って展開していくのが肝要である。



令和7年度
監査計画

オンラインも積極活用

では第1回の連載の最後に、オンライン監査について紹介しよう。コロナ禍を経て、今やどの自治体でもオンラインによる会議や研修などを行っていることと思う。これを監査等の場でも活かさない手はない。本市では写真を見ていただければ一目瞭然だと思いが、例月現金出納検査などの監査等においても、オンラインを活用できるようにしているほか、工事監査などの現場へ行く際にも、タブレット端末を持参してオンラインでつないだり、写真や動画を撮ったりして、後で確認もしやすいようにしている。このデジタルの活用は今後も研究を重ね、活躍の場を広げていけたらと考えているが、このオンライン監査は行政面積の広い自治体ほど有効であるのではないかと考えており、講演などでも紹介している。

（次号へ続く）



オンライン監査の様子

自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！



〈連載〉
第2回



子籠 敏人
あきる野市議会議員

こごもり・としひと 1973年生まれ。立教大学経済学部卒。立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科博士前期課程修了。あきる野市議会議員5期目。議会改革推進委員長、議会運営委員長、議長などを務め、2021年7月に議会選出監査委員に就任。その後、市議会の解散があり、市議に再選するまでの間、監査委員職務執行者として従事。市議選後に再任され現在2期目の監査委員を務める。ローカル・マニフェスト推進連盟共同代表。

学校監査で、現場のリスクを取り除く

第2回の連載では、監査委員が取り組む監査、審査、検査のうち、監査の中の「定期監査」について本市の取組を紹介しよう。

あきる野市の定期監査は、①財務監査②工事監査③学校監査の3つを展開しており、今回の連載では主に、皆さんの関心が高い学校監査と、財務監査で特徴的な点について紹介する。

学校監査を行う意義

本市で、力を入れている学校監査の取組や学校現場で見られた不適正な一例については、連載初回の冒頭でも紹介したが、学校現場には少なからず教育委員会も把握しきれないようなリスクが存在しているのである。こうした事案は、

どこの学校でも十分起こり得ることであり、それゆえ、監査委員が学校監査という機会を通じて学校現場にあるリスクを指摘して取り除くことはとても重要であると本市では考えている。実際のところ、学校監査を行っている自治体がどれくらいあるのかは承知していないが、これまでの印象としては決して多くはない。本市では現体制となつてから毎年、学校監査も行うようになり、一昨年度と昨年度の2回実施してみたが、学校監査が重要であるとの思いは、一層強くなっているというのが正直なところである。

学校での実査のポイント

学校監査を行うにあたっては、特に「監

査委員による実査」が大事で、実際にどのようなところに重きを置いて実査しているのか紹介していこう。

●「私物（化）」のチェック

まず一つ目は「私物（化）」のチェックである。これは、学校開放を通じて、地域の様々な団体（スポーツ団体や地区委員会など）が倉庫や備品を、申請や許可なく置いているケースがある。これらのものは行政財産でも教育財産でもないため、扱いは慎重になされるべきで、トラブルの原因にもなる。また許可があつたとしても、更新がされないまま団体側の責任者が代わつていたり、学校に鍵を預けられていなかったりと管理も曖昧になりやすいので確認をしよう。本市では実査で倉庫の中も確認していて、学校開



あるスポーツ団体の倉庫内。学校開放に関係のない缶ビールの空き缶などが出てきた

放に関係の無いものを発見したケースがあつたほか、何の倉庫か学校がそもそも把握できていない倉庫や、倉庫の位置が申請場所と異なった場所に置かれているケースなどもあつた。

また、私物（化）については、団体に限らず個人が行っているケースもある。

さあ！自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！



ある学校の理科準備室の棚。薬品類が整理されていないだけでなく、教員の私物と思われるインスタントコーヒーやタバスコなども置かれていた

本市で見られた事例としては、学校の道路向かいに住む家庭用のカーブミラーが、学校の敷地内に許可なく設置されていたケースもあったので注意されたい。

●「危険物」のチェック

2つ目は「危険物」のチェックである。理科室や保健室の薬品、特に鍵をかけての保管が義務付けられている硫酸、塩酸、水銀など毒劇物の保管状況や使用期限などを確認し、あわせて管理簿の記載も適正にされているかをチェックする。また、図工室や家庭科室なども刃物や工具等が保管されており、管理状況を確認する必要がある。本市では期限切れの薬品が多

数あったり、薬品棚の転倒防止器具が外れたままのものが見つかったほか、図工室では電動のこぎりの刃が付いたまま置かれていたりなど、どの学校もこの危険物の管理については課題点が多い傾向が見受けられる。ぜひ、監査委員による実査を通じて、薬品などの適切な更新が学校現場でなされていくよう、促されると良い。ちなみに、本市においては、校庭の一角に瓦礫が置かれたままになっていて、「危険、絶対入ってはいけません」との看板まで立てている学校もあった。危険なら速やかに取り除くべきで、無論、学校監査による指摘の後に、これは取り除かれた。

●「お金」のチェック

そして3つ目は「お金」のチェックである。学校では、学校徴収金基本計画を定めて移動教室や卒業アルバムのためのお金など、様々な学校徴収金を集めているが、そもそもこれを定めていなかったり、定めていてもこれに記載のない方法で徴収しているケースがあり、是正する必要がある。この他にも校長口座の管理や交際費の支出基準、現金出納簿、様々な支出負担行為など、学校ではお金の取扱いが多々あり、これらについてひと通りチェックすると良い。あわせて校長室などにある「金庫」の中もチェックするのを忘れずに。本市では、校長口座の出納簿がなかったり、学校徴収金基本計画

にない方法で集金をしていたり、校長室の金庫内に出納簿に記録されていない不明金が見つかったりと様々な不適正なものが見つかった。なお、このお金のチェックの中には、金品にあたる切手やレターパックなどの郵券類も含んでいる。

本市の学校監査の結果については、ホームページにも掲載して公表しているので、ご覧いただければ大いに参考になると思う。



本市の学校監査の結果

財務監査は例規類も確認

続いて財務監査についてだが、こちらはどこの自治体でも取り組まれていることなので、本市の特徴や議選監査として力点を置いているところを端的に紹介したい。

本市の各課を回っていく財務監査は、これまで年に2課程度と非常に低調であったが、現在の監査委員体制となつてからは少しずつ課数を増やしてきていて、現在は前期と後期で3課ずつの年6課を見ている。

本市の財務監査は、対象となった課を「細かく見る」というのが特徴で、その課の契約や執行率、予算流用の状況などはもちろんのこと、その課が持つ備品や例規類、職員の残業状況や事務スペース

の状況なども確認している。

そんな中で自分が目を光らせているのが条例や要綱、要領といった例規類のチェックである。本市は30年前の平成7年に1市1町が対等合併して誕生した市であり、例規類のチェックをする中で、その制定年が平成7年9月1日の合併日となっているものがあると、「これは何かあるかも知れない」と文言を細部までチェックするようにしている。その理由は、例規類の中には事あるごとに改正を重ねているものがある一方で、ほとんど改正されずに現在に至っているものもあるからである。本市の監査のモットーは「組織に潜むリスクを取り除くこと」であり、それがひいては組織や職員を守ることに繋がると考えている。そんな中で、時代の変遷に対応できていない例規にも、リスクが潜んでいると我々は捉えており、他市の同様の例規なども鋭意確認しながら、適切な文言なり項目の追加なりがなされるよう、助言している。

本市の財務監査の結果についても、ホームページで公表しているので、ご覧いただければ細かいところまで見て指摘している状況が掴めると思う。なお、こういった数字面ではない定性面に目を光らせることができるのは議選監査ならではの動きで、議選監査の役どころの一つと言える。



本市の財務監査の結果

(次号へ続く)

自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！



〈連載〉
第3回



子籠 敏人
あきる野市議会議員

こごもり・としひと 1973年生まれ。立教大学経済学部卒。立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科博士前期課程修了。あきる野市議会議員5期目。議会改革推進委員長、議会運営委員長、議長などを務め、2021年7月に議会選出監査委員に就任。その後、市議会の解散があり、市議に再選するまでの間、監査委員職務執行者として従事。市議選後に再任され現在2期目の監査委員を務める。ローカル・マニフェスト推進連盟共同代表。

効率的な決算審査でリスク要因を解消

前回の連載では、監査委員が取り組む監査、審査、検査のうち、監査の中の「定期監査」にスポットを当て、特に学校監査や財務監査について触れたが、今回の第3回では、審査の中の「決算審査」について本市の取組を幾つか紹介したい。

決算審査で注力する点

決算審査のやり方や主眼を置いているところは、財務監査と同様に自治体によって様々であろう。本市の決算審査における主な視点を端的に挙げると、執行率の状況や執行率が低い事業の内容確認、予算流用の件数や内容の確認、予算の積算根拠は適切だったか、不納欠損や収入未済の状況及びその対応、土地借り



上げの状況や内容の確認、各種補助金の実績報告書のチェック、職員の出勤の状況などが挙げられる。これらに加えて今年からは、昨年10月より自治体の公金振込手数料が有料化となったことを踏まえ

て、各課の振込手数料の状況を確認し縮減に向けた意見も付しているほか、物価高騰対策として見積書の有効期限の確認をしっかりと行うよう助言することなどもプラスしている。いずれの視点もそのままにしておく、後々、組織のリスク要因となり得るところにスポットを当て、限られた監査資源の中で審査を効率的・効果的に行っている。

執行率の低い事業に着目

では、このうち幾つかの視点について事例を示しつつ、更なる説明を加えたい。まず執行率の関係では、例えば、予算立てしていても複数年執行していなかったり、執行はしているが、その率が何年も

連続して極めて低く留まっているものを予め洗い出して、担当課にヒアリングを行っている。具体的な例としては、本市では数ある審議会等の中で何年も開催しておらず予算執行していないものが見られた。担当課にヒアリングを行ったところ、開催の必要が特段なく何年にも渡って「予算は計上しているが開いていない」とのことだった。こういった場合に確認や助言を行うと良い点は、①開催する時のルールなど審議会の要綱等の確認、②この予算は何回分の開催費用か、③委員報酬の額の根拠は適切か、といった点が挙げられる。①については、要綱等はあっても内容が長年見直されておらず、時代に合った内容となっていないもの、②については、ずっと開催はしていないにも関わらず、年3回分（よくあるパターンは、1回目に委員長の選出や諮問の手続き、2回目に審議、3回目に答申というような想定）の費用を計上していたり、③については各自治体で持っている非常勤特別職の報酬等に関する条例によく盛

さあ！自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！

り込まれている「別表」への記載がなされていなかったり、特段、首長の決裁を取ることもなく、前例踏襲や担当課の属人的判断のもとに予算積算しているケースがある。ぜひ、皆さんの決算審査においてもこのような点を一度点検され、ここで例示したようなケースが一点でも見られた際には、是正されるよう助言されると良からう。考えられる指摘内容としては、要綱等の見直しをはじめ、開催回数については最低限必要な分のみの予算計上とし、実際に開くことにするのであれば、残りの必要経費は補正予算で対応、報酬額については別表への記載を促すといったことが挙げられる。いずれにしても複数年に渡って執行率がゼロだったり、極めて低い状態が続いているものについては、アンテナを高くして臨むと良い。

補助金実績報告書に目を光らせて

本市では、ここ数年の決算審査において、各種補助金交付団体の実績報告書に目を光らせている。その大きなきっかけとなったのは、ある報告書に添付されていた謝礼受領書に亡くなった方の氏名が印字され、受領印が押されている事案があったためである。この他にも補助金実績報告書に添付されている決算書により、神社の祭礼や他団体への助成金の支

出、補助金残額を全額次年度活動準備金として支出したものの、他団体の記念事業用に単年度の補助金残金を積立て支出したもののなどの事実も確認された。これ以外にも軽微な不備として、補助金実績報告書中の収受番号に誤りがあるもの、補助金の実績報告書と決算書で報告者の名前や住所の記載に違いがあるもの、領収証の宛名に間違いがあるものなど、多岐に渡るものが多々確認された。この背景には、提出書類に不備があるものを担当課のチェックが甘く、団体からそのまま受領している実態が考えられる。このような不備は、補助金の執行の適正性の判断に関わるものであり、そのまま放置しておく組織としての信頼の失墜やリスク要因にもなり得る。受領時のチェックがしっかりと行われているか監査として点検してみると良からう。

予算流用は必要最小限に

次は予算の流用についてである。予算の流用は地方自治法でも認められているものだが、対応の緊急性などにより補正予算での計上が難しい場合に行い、その件数は必要最小限であることが望ましい。また、予算流用は議会の議決を経ておらず、特に本市のように通年議会としている自治体では、「議会を招集する暇がなかった」という説明も付きにくく、

この点も踏まえて審査に臨むのが良からう。特に議選監査委員にはこの点意識を高く持っていただきたいと考える。なお、本市では予算の流用や予備費の充用結果について、事前に課ごとに一覧としてまとめて内容をチェックしておき、各課へのヒアリングではその判断に至った経緯などを詳しく確認している。この流用については高額の案件についてチェックするのはもちろんのこと、少額であっても同じような流用を繰り返しているようなケースも少なくなく、本市では安易な流用がなされていないか、非常に注視して内容をチェックしている。ちなみに、最近本市で見られた流用を繰り返しているケースの中には、光熱水費の物価高騰や最低賃金の上昇の影響を受けて支払いの段階になって予算の不足が判明して流用するケースが散見された。これは、担当課が予算の執行状況や残高を日々しっかり管理できていれば防げたケースであり、該当する担当課にはその旨を助言したところである。

土地借り上げの見直し

自治体では大小様々な施設を持っているが、その施設が建っている土地については、意外と借地であるケースも少なくない。この場合、監査の立場からすると、「非常に不安定な土地」であり、時にリ

スクとなるので解消に努めていただきたいと言わざるを得ない。

その理由は幾つか挙げられる。まずは相続の関係だ。所有者がお亡くなりになった際、相続人が継続を望まないケースは当然あり、この場合、速やかに更地にして返すことなどが求められ、建物の解体費用をはじめ代替地の選定や設置費用などの負担が生じる。本市でも近年、このような事案が発生している。似たようなケースとして、個人的な事情で土地を手放す必要が生じた場合なども考えられるので、監査として賃貸借契約の内容などもチェックしておくと同良からう。

土地借り上げに関連して他にもチェックすべきこととしては、累計のコストが挙げられる。借地のまま事業を長期的に実施した結果、コスト面において、借地の累計額が、その土地の購入相当額を上回るといった問題が生じるのである。こういったこともあるので、ぜひ監査として土地借り上げについて一度点検してみると良からう。

本市の決算審査の結果についても、ホームページで公表しているので、前回の財務監査についての時と同様に、ご覧いただければ様々な視点で指摘している状況が掴めると思うし、議選監査の動きや視点も掴んでいただければと思う。



本市の決算
審査の結果

(次号へ続く)

自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！



〈連載〉
最終回



子籠 敏人
あきる野市議会議員

こごもり・としひと 1973年生まれ。立教大学経済学部卒。立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科博士前期課程修了。あきる野市議会議員5期目。議会改革推進委員長、議会運営委員長、議長などを務め、2021年7月に議会選出監査委員に就任。その後、市議会の解散があり、市議に再選するまでの間、監査委員職務執行者として従事。市議選後に再任され現在2期目の監査委員を務める。ローカル・マニフェスト推進連盟共同代表。

独自研修を充実させ、監査の質の向上を

他市への行政視察

第1回の連載において、質の高い監査を行っていくためにも、「監査委員が率先して他市の取組についても情報収集を図り、監査委員だけで議論を深めていくことも必要であり、有効であろう」と述べたが、その延長線上の取組として本市が近年、力を入れて精力的に行っているのが「他市の監査委員事務局への行政視察」である。なお、これには監査委員事務局の局長をはじめ、職員も随行して実施している。

この行政視察は、本市の監査計画の基本方針に明記している（6）監査委員等の専門性の向上、（7）事務局職員の人



静岡県富士市監査委員事務局の吉野局長（写真中央）を招いて、昨年初めて行った独自研修

材育成と監査等の充実、（8）他都市事例の活用、こういった方針に基づいて実施しているものである。これを行う狙い

は、限られた人員体制という監査資源の中で、監査等の質を高め内容も充実させていくには、監査委員や事務局職員一人ひとりのスキルアップを常に図り、チーム全体として力を高め、かつ、着実にその得たスキルを組織として蓄積していく必要があると考えているからだ。そのために、本市は普段から学ぶプログラムを年間計画の中に組み込み、他自治体から教えて頂いたことを取り入れている。そして、これを継続することで、限られた人員体制の中でも新たな手法を取り入れつつ、組織としての力を高めてきているのである。ちなみに、本市では年間3か所を目安に他市を訪問している。この視察研修とその継続は確実に効果を発揮しているもので、ぜひ、皆さんの自治体監査においても取り組まれることをお勧めす

る。また、「他市に視察へ行きましよう」となどという発想や提案は、識見の監査委員や事務局から提案されることは考えにくい。ここは議選監査委員の役どころの一つであると言えよう。

なお、先に紹介した基本方針の詳細は、あきる野市ホームページ内の「監査」のページに監査計画の全文を公開しているので、詳しく知りたい方は下記QRコードなどからアクセスしてご一読頂きたい。



令和7年度
あきる野市監査計画

どこへ視察に行くか

では次に、「どこへ視察に行くのが良いか」との話に移るが、これについても本市の選定の仕方について紹介し、一助として頂けたらと思う。

さあ！自治体監査や議選監査をもっと機能させよう！

東京都には本市も含めた全26市で構成する「東京都市監査委員会」が組織されており、年2回の委員研修や総会などで「コミュニケーション」もっている。そして、幸いにしてこの構成市のホームページには各監査等の結果が公開されている。この各市の監査等の結果について、本市では監査委員も常日頃から注視しており、注目すべき結果が見られた際には、監査委員間で情報共有するようにしている。そしてこれらの情報を蓄積しておき、視察先の選定にあたっては大いに参考材料としている。この視点がまず一つ。次に候補として上がってくるのは、これから本市が取り組もうとしていることに既に取り組んでいる自治体を選ぶという視点である。本市の事例で言うと、例えば「学校監査」に新たに取り組むにあたって、すでに豊富な経験を持つ市へ伺ったり、財政援助団体等監査において次に我々が監査に入ろうと計画している団体と同様の団体へ近年監査に入って成果を出している自治体、また直近では、令和8年度に本市も導入を予定している「内部統制制度」について、先進的に導入して数年が経ち、「内部統制評価報告書審査」も監査委員として実施している自治体を訪問したりもした。いずれの事例も本市にとって大いに役立ち、取り入れたものも多々あることをお伝えしておきたい。このように即効性のある視察を重ねていくことは非常に有効である。

視察の受け入れも

視察について一つ補足しておく、実は本市では視察の受け入れも展開し始めている。そもそも、視察に行ったり来たりというのは、自治体間においてお互い様のことであり、かつ、本市の取組に興味関心を持って頂けることは、こちらとしても励みになり、他自治体の監査の役に立てるのであればとの思いで受け入れている。どうぞ気兼ねなく、いつでもご相談頂ければと思う。なお、参考までにお伝えしておくと、学校監査の取組について興味を持たれ、質問や相談も多く頂いている。

独自研修の取り組み

次に紹介する取組は、先に述べた他市への視察に加えて、さらに取り組んでいる「独自研修の実施」についてである。

先に触れたように、東京都市監査委員会でも年間を通じて、委員研修や職員研修を行って頂いているが、その講演内容は構成市にとって広く参考となるようなテーマで行われることが多く、どちらかと言えば、広く浅くの内容となりやすい。その一方で、各自治体の監査等のやり方は様々であり、その実施にあたっては、



東京インタープレイ株式会社と本市との間で結んだ連携協定締結の様子

進め方や提出される資料、予備監査のやり方、監査委員による聴取の方法、報告書のまとめ方等々、実に多々違いがあると感じている。なので、我々としては、自治体監査の時勢や今後の展望等について広く同研修も良いが、その一方で、現在本市で展開している監査等のやり方そのものについて、ピンポイントで有識者や専門家に見て頂いて、より深化するよう指導・助言を頂く機会も得たい、つまり「本市の監査のクリニック」をしてもらいたいと考えたのである。

そこで、本市が白羽の矢を立てたのが、静岡県富士市監査委員事務局の吉野貴雄事務局長である。吉野氏は皆さんも手にしたことがあるであろう『監査委員事務局のシゴト』をはじめ、自治体監査に関する書籍も数々執筆され、全国都市監査委員会の総会で講演もされるほどの

今後の展開とデジタル化

方であり、現場経験の豊富な自治体監査に精通する第一人者である。この吉野氏に我々の思いを伝えたところ、ご快諾を頂き、昨年から本市へ来て頂く関係になり、本市の監査等の質の向上や品質管理に大いに貢献を頂いている。

最後に今後に向けた本市の新たな取組について紹介したい。今号のトピックスでも紹介されているが、昨年末に東京インタープレイ株式会社と本市との間で、「あきる野市監査業務のデジタル化に関する連携協定」を結ばせて頂いた。監査委員に就任して以来、毎月の例月現金出納検査をはじめ、定期監査や決算審査など、我々の監査業務においては実に紙の資料が多く、管理や持ち運びの不便さ、そして環境負荷も大きいと課題を感じてきた。そこでこれらの課題に答え、自治体の監査業務のデジタル化やペーパーレスの推進などに連携して取り組んでいくと結んだのが、今回の連携協定である。この締結後、本市の監査業務にタブレット端末やサイドブックが導入され、出来ることからペーパーレス化も始められた。このデジタル化の取組も含め、今後より効果的で質の高い監査等を着実に実施していけるよう取り組んでいく考えだ。

(連載終了)